

労働者協同組合法が2022年10月に施行されて1年半が経過し、組合の設立数が100近くに達している。労働者が組合員として出資し、共に働く新しい法人形態。介護や清掃といった仕事のほか、キャンプ場運営や地域おこし協力隊員の事業などにも広がっており、地域活性化につながると期待されている。

### 地域のために協同労働

「手続きが簡単で、地域課題を解決する手法としてNPO法人よりも適していると思った」。4月に厚生労働省が開いたオンライン勉強会で、ほっと会（静岡県藤枝市）の西山美紀子代表理事は労働者協同組合の利点を語った。認知症の家族の会として活動を始め、事業の幅が広がる中で法人化を考えた際に、同組合を選んだという（表）。

同組合は働く仲間同士で出資する協同労働が大きな特徴で、事業に従事した割合で配当が可能などNPO法人より事業性が高い。長年、法制化を求めている日本労働者協同組合連合会（ワーカーズコープ連合会）の古村伸宏理事長は「自分らしく、地域のために働きたいという人に適した法人格」と語る。

## 新制度、担当業務室が普及活動

## 労働者協同組合、100近く設立

# 霞が関

## 底流伏流

厚生労働省

普及に向け旗を振るのが、厚生労働省雇用環境・均等局労働者協同組合業務室。周知を図るフォーラムを全国各地で開いているほか、設立の手順や理念の説明など専用サイトには数多くの解説動画が並んでいる。

こうした解説ものは他の府省でも作っているが、数が多い上に「オンライン勉強会」も毎月開いている。当初はメディア向けだったが、記者クラブ員以外にも参加できるオープンなもので、現在は自治体関係者などにも広く呼びかけている。施行から2

年目に入っても続けるのは異例のことで、毎回2団体が事例発表をする。先導役が同室の水野嘉郎室長だ。

水野室長は施行直前の2022年8月に着任。社長－社員という縦のラインではないフラットな組織形態などに、役職の枠を超えて関心を持ったという。同省の他の役職も兼務する中、登壇する団体の選定などに追われるが、「自分が話を聞きたい人に依頼。毎回、こんな事例があるのかという驚きがあり自分自身も楽しんでいる」という。

### 組織をまたいだ振興を

ただ、できたばかりの制度で知名度は低く、銀行の口座開設に苦労したり、労働組合と勘違いされたりと課題も多い。法人を所管する都道府県も、滋賀県などをのぞくとほとんどが労働政策部局に置かれている。「福祉や地域作りに活用するためにも、自治体内の横の連携が必要。『指導監督』だけでなく『振興』の視点を持ってほしい」と水野室長は期待する。

ワーカーズコープの古村理事長は「水野さんは他省庁の連携もすすめ、エネルギーに活動に入れ込んでもらっている」と評価するが、そろそろ異動の季節。海外では長い歴史があり、議員立法でようやくできた労働者協同組合を地域の活力にどうつなげるのか。自治体の熱意も必要だ。（編集長 浅山 章）

表 各法人の特徴

	労働者協同組合	企業組合	株式会社	NPO法人
目的事業	地域社会の実現に資する事業（労働者派遣以外）	組合員の働く場の確保など	定款に掲げる事業による営利追求	特定非営利活動
設立手続き	準則主義	認可主義	準則主義	認証主義
主な資金調達	組合員による出資	同左	株主による出資	会費、寄付
配当	従事分量配当	一部出資配当も	出資配当	できない